

○池田町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
池田町住み家新築支援事業	補助	池田町内に新築住宅を建てた方へ費用の一部を補助 【補助金額】費用の10%(上限100万円)	町土整備課 0778-44-8005
池田町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円(一般診断法) 2万4千円(伝統的耐震診断法)	
池田町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大120万円(一般住宅の場合)、もしくは190万円(伝統的古民家の場合)(どちらも費用の80%)	
住まい環境整備支援事業	補助	在宅で要介護3以上の方、又は要介護1以上で車いすを利用する方が、廊下・トイレ等の拡幅などに係る改修費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額80万円)	保健福祉課 0778-44-8000
介護保険居宅介護(支援) 住宅改修費支給	補給	在宅で要介護認定をもつ方の、1手すりの取り付け 2段差の解消 3引き戸等への扉の取替え 4洋式便所等への便器の取替え 5その他前号の住宅改修付帯工事に要する費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額20万円)	
重度身体障害者 住宅改造助成事業	補助	在宅で身体障害者手帳1.2級取得者で視覚障害、肢体不自由である方が、玄関、台所、便所等の段差解消や出入り口の拡張改造に要する費用の一部を助成 【補助金額】対象経費の8割(助成限度額80万円) * 対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者である場合は助成限度額は60万円。 * 対象者のうち、介護保険制度の認定を受けた方が行う場合は助成限度額は60万円。	
日常生活用具給付等事業	補助	【対象者】 在宅で下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で、障害等級3级以上の方。ただし、特殊便器への取り替えについては上肢機能障害2级以上の方。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【補助金額】限度額20万円 【自己負担額】 住民税課税 ……1割 住民税非課税 ……自己負担なし	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。